（外事特殊事案対策官）

第五十一条　［略］

2　外事特殊事案対策官は、命を受け、令第三十九条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

（国際テロリズム情報官）

第五十二条　［略］

2　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十条第一号に掲げる事務をつかさどる。

（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室）

第五十三条　警備局警備運用部警備第一課に、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室を置く。

2　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室においては、令第四十一条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務のうち大会に関する事務をつかさどる。

3　東京オリンピック・パラリンピック警備対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の事務を掌理する。

（警衛室）

第五十四条　警備局警備運用部警備第一課に、警衛室を置く。

2　警衛室においては、令第四十一条第五号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　警衛室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警衛室の事務を掌理する。

（警護室）

第五十五条　警備局警備運用部警備第一課に、警護室を置く。

2　警護室においては、令第四十一条第六号に掲げる事務（東京オリンピック・パラリンピック警備対策室の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　警護室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、警護室の事務を掌理する。

（災害対策室）

第五十六条　警備局警備運用部警備第二課に、災害対策室を置く。

2　災害対策室においては、令第四十二条第一号、第四号及び第五号に掲げる事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務（原子力災害警備その他原子力災害対策に関するものを除く。）をつかさどる。

3　災害対策室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、災害対策室の事務を掌理する。

第六款　情報通信局

（先端技術導入企画室）

第五十七条　情報通信局情報通信企画課に、先端技術導入企画室を置く。

2　先端技術導入企画室においては、令第四十四条第一号に掲げる事務のうち先端技術の導入に関する事務をつかさどる。

3　先端技術導入企画室に、室長を置く。

4　室長は、命を受け、先端技術導入企画室の事務を掌理する。

（通信運用室）

第五十八条　［略］

2　通信運用室においては、令第四十四条第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

［3・4　略］

（外事特殊事案対策官）

第五十五条　［同上］

2　外事特殊事案対策官は、命を受け、令第四十条第一号、第二号ハ及び第三号に掲げる事務のうち国外に在る日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案への対処に関する事務をつかさどる。

（国際テロリズム情報官）

第五十六条　［同上］

2　国際テロリズム情報官は、命を受け、令第四十一条第一号に掲げる事務をつかさどる。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

第六款　情報通信局

［条を加える。］

（通信運用室）

第五十七条　［同上］

2　通信運用室においては、令第四十三条第六号から第十号までに掲げる事務をつかさどる。

［3・4　同上］